

大阪市こども相談センターにおける特別養子縁組の取り組みについて

大阪市こども相談センター所長 岸本 弘子

○背景

- ・初代児童相談所長の考え方 「施設より里親」
「親が引き取れるめどがない場合はできるだけ早く養子縁組」
- ・棄児の多さ 昭和32年度～昭和41年度 平均69人 最高：115(S32)
- ・普通養子縁組 昭和32年度～昭和41年度 平均30人
- ・家庭養護促進協会との連携「愛の手運動」（昭和39年度～）

○体制（里親担当グループ）

- ・昭和31年度～ 児童福祉司3名
- ・平成17年度～ 里親支援事業相談員1名（非常勤）
- ・平成20年度～ 里親委託推進員1名（非常勤）
- ・平成22年度～ 児童福祉司5名

○特別養子縁組の実績

- ・昭和63年度～平成27年度 平均17.9人（管外委託率 77.2%）
- ・平成18年度～平成27年度 平均13.4人（管外委託率 77.6%）

○新たな取り組み

- ・平成27年度 ショッピングモールでの里親相談会（年8回程度）
- ・平成27年度 全国の児童相談所へ未委託の養子縁組里親の照会
- ・平成28年度 ネットワーク型市民セミナー「養子縁組を考える～不妊と選択～」

○課題

- ・親権者の同意の得にくさ、児童福祉法の理念
- ・6歳の壁
- ・マッチングの難しさ
- ・指導依頼する管外児童相談所の理解
- ・家庭裁判所調査時の保護者の対応
- ・縁組成立後の支援のあり方（特に真実告知）
- ・民間あっせん事業者によるあっせん